

○ 議案第72号・議案第73号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

※ 本市人権擁護委員であります伊藤幸夫氏（大曲）及び中沢宏哉氏（神岡）の任期が、来る令和3年12月31日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、次のとおり推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

- ① 議案第72号 中 沢 宏 哉 大仙市神宮寺字神宮寺227番地  
(再推薦) 昭和39年2月16日生（満57歳）
- ② 議案第73号 五十嵐 榮 作 大仙市内小友字宮林8番地  
(新規推薦) 昭和33年10月7日生（満62歳）

○ 議案第74号 大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、地方税の減収補填の対象となる固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものであります。

1 固定資産税の課税免除については、過疎地域持続的発展市町村計画において振興する次の業種において設備を取得等したものを対象とするものです。（第1条関係）

- ① 製造業
- ② 旅館業
- ③ 情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業その他情報通信技術を利用して行う事業）
- ④ 農林水産物等販売業（区域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料等として製造、加工等して販売する事業）

2 課税免除の要件（第2条関係）

- ① 取得等する設備

対象業種		資本金の額		
		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
取得等 の価格	①製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	②旅館業		※新設・増設に限る。	※新設・増設に限る。
	③情報サービス業等	500万円以上	500万円以上	
	④農林水産物等販売業		※新設・増設に限る。	

② 取得期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

③ 免除期間 3年

3 施行期日 公布の日

4 令和3年3月31日以前に設備を新設又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によるものとする。

## ○ 議案第75号 大仙市過疎地域持続的発展基金条例の制定について

※ この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定める過疎地域持続的発展市町村計画に定める事業を推進するとともに、計画期間中の財政負担の軽減及び平準化を図るため、過疎対策事業債を原資とする基金を設置するものであります。

- 1 設置（第1条関係）
- 2 基金の額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。（第2条関係）
- 3 管理（第3条関係）
- 4 運用収益の処理（第4条関係）
- 5 繰替運用（第5条関係）
- 6 基金は、この基金の趣旨に沿って使用するとき又は預金債権との相殺のための財源に充てるときに限り、処分することができるものとする。（第6条関係）
- 7 委任（第7条関係）
- 8 施行期日 公布の日

## ○ 議案第76号 字の区域の変更について

※ 協和地域の下淀川地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区的字の区域を変更する必要があり、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

### 1 経緯

平成27年 9月 事業採択  
平成28年 3月 面工事着工  
平成30年11月 面工事完了  
令和 3年 6月 字界変更事前協議

### 2 事業主体 秋田県

### 3 換地処分 令和4年3月（予定）

### 4 工事概要

事業量 53.8ha  
事業費 16億4,400万円（見込み）  
負担割合 国55% 県27.5% 市10% 受益者負担7.5%  
受益者戸数 61戸

## ○ 議案第77号 財産の譲与について

※ 秋田おばこ農業協同組合に旧大仙市立豊成中学校の建物の一部を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

### 1 謙与する建物の所在、構造及び面積

所 在	構 造	面 積 (m <sup>2</sup> )	備 考
大仙市豊岡字杉ヶ崎235番地1 (旧大仙市立豊成中学校)	鉄骨造	1,255.00	体育館
	鉄筋コンクリート造	46.00	体育館渡り廊下
	木造	9.00	体育館出入口

### 2 謙与の目的 米一時保管倉庫の用に供するため

### 3 謙与の相手方 秋田おばこ農業協同組合 大仙市佐野町5番5号

## ○ 議案第78号 大仙市過疎地域持続的発展計画の策定について

※ 秋田県の過疎地域持続的発展方針に基づき、新たに過疎地域持続的発展市町村計画として大仙市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 基本的な事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
- 14 事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）
- 15 計画期間 令和3年度から令和7年度まで

○ 議案第79号 財産の取得について

※ 多目的人工芝グラウンド用地として、次のとおり土地を取得するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 取得する財産 土地

2 取得の相手方、土地の所在地、種別、数量及び取得金額

取得の相手方	土地の所在地	種別	数量(m <sup>2</sup> )	取得金額(円)
大仙市堀見内 A氏	大仙市堀見内字下田茂木78、79、80、82、84、86-1	田	8,559	34,356,960
大仙市堀見内 B氏	大仙市堀見内字下田茂木86、87、92-1、99、100、101	田	7,690	32,349,800
大仙市堀見内 C氏	大仙市堀見内字下田茂木88、90-1、103	田	6,004	25,034,960
大仙市堀見内 D氏	大仙市堀見内字下田茂木94	田	2,046	8,593,200
大仙市堀見内 E氏	大仙市堀見内字下田茂木105、107	田	4,094	17,194,800
合 計			28,393	117,529,720